

令和2年度 富加町子育て世帯への臨時特別給付金

注 意 事 項（公務員を除く）

【支給対象者について】

- 令和2年3月31日までに生まれたお子さんを対象に、令和2年4月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。
- 監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したお子さん（いわゆる高校1年生のお子さん）は令和2年4月分の児童手当は支給されませんが、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、今回の特別給付金の支給対象者となります。
- 令和2年4月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。
- 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得ますので、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童一人当たり1万円です。

【支給予定日について】

- 令和2年5月下旬に、児童手当で指定されている口座へ支給を予定しています。
- 公務員の方は申請が必要なため、準備が整い次第、支給します。

【支給申請について】

- 申請は不要です。

【支給する上での口座について】

- 原則として、令和2年4月分（又は3月分）の児童手当の支給に指定していた口座へ支給しますので、今回の支給に伴う口座の届け出は不要です。
- 児童手当で指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、富加町役場福祉保健課へ児童手当の口座変更手続きをしていただきます。
- 監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したお子さん（いわゆる高校1年生のお子さん）など、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方で、児童手当の支給に指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り、「支給先口座届出書」の届け出が必要です。「支給先口座届出書」は富加町役場福祉保健課にありますので、口座情報が分かる通帳やキャッシュカードと、印鑑（認印）をご持参下さい。

【支給の拒否について】

- 支給を拒否される場合は、今回の案内文書に同封しました「受給拒否の届出書」を令和2年5月21日（消印有効）までに、郵送もしくは、富加町役場福祉保健課の窓口へ提出して下さい。なお、令和2年4月1日以降に転入された方の受給拒否の届出先は、令和2年4月分の児童手当を支給する市区町村（転入前の市区町村）となりますのでご注意ください。

◆受給拒否の届出書の郵送先

〒501-3392 富加町滝田 1511 番地 富加町役場福祉保健課 宛

- 受給拒否の届出書を提出される際は、次の書類を添付してください。
- ・申請者の方の本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し
 - ・外国人住民の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写し

【富加町役場福祉保健課からの問い合わせについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、富加町役場福祉保健課から電話で問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、富加町役場福祉保健課、又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 支給対象者に対し、令和2年3月31日時点において富加町が把握している児童手当振込時の指定口座に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにも関わらず、令和2年12月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金は支給されません。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に、支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、富加町役場福祉保健課へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

富加町役場 福祉保健課

〒501-3392 富加町滝田 1511 番地

TEL 0574-54-2183

FAX 0574-54-2461